

## 一般社団法人日本植物防疫協会 会員規約

(会員種別)

第1条 一般社団法人日本植物防疫協会（以下「本会」といいます）の会員は、本会が植物防疫に関する技術や知識の進歩発展を図り、農業生産の安定に寄与することを目的とした非営利法人であることを理解し、定款に定める事業の推進に賛同して入会するものとします。

2 本会の会員は、正会員、一般会員、賛助会員及び名誉会員によって構成されるものとし、その定義等は下表のとおりとします。

会員種別	定義	年会費	備考
正会員	植物防疫に関する業務又は研究に従事し、もしくはその経験を有する個人又は団体であって、この法人の目的に賛同し、その活動を推進するために入会した者	個人：5,000円	法律上の社員。理事会が入会を承認。
		団体：1口 50,000円	
一般会員	この法人の目的に賛同し、その活動を支援するために入会した個人	個人：0円	理事長が入会を承認
賛助会員	この法人の目的に賛同し、その活動を賛助するために入会した団体	団体：1口 30,000円	理事長が入会を承認
名誉会員	本会の目的達成に特に功労があった者又は学識経験者等で総会において推薦された者	個人：0円	総会が承認

註1) 団体には法人を含みます。

註2) 年会費は総会で変更されることがあります。

(正会員)

第2条 正会員は、本会の法律上の社員となって、通常年1回開催する総会に出席し、定款に定める事案の議決に加わる権利を有します。

2 正会員は、本会の法律上の社員として、その氏名（団体又は法人の場合は名称）及び住所が名簿に登録され、情報開示の対象となることを予め承諾するものとします。

3 個人・団体の別、年会費納入口数によらず、総会における正会員の議決票は、1票とします。

(一般会員、賛助会員及び名誉会員)

第3条 一般会員、賛助会員及び名誉会員は、正会員と異なり、第2条に掲げる権利及び義務は有さないものとします。

2 一般会員に対する会員サービスは原則としてメール配信で行いますので、メールアドレスを登録することとします。

- 3 賛助会員は、賛助会員である旨を本会のホームページ等で開示しますが、希望があれば開示しないこととします。

#### (会 費)

第4条 会員は、毎年の総会で定められる年会費（第1条2項の表に掲げる金額）を本会に納入するものとします。

- 2 団体会員の年会費は1口以上とし、入会時に口数を意思表示するものとします。入会後に口数を変更しようとする場合は、本会に連絡するものとします。
- 3 年会費は、毎年総会後に本会が発行する請求書により納入するものとします。
- 4 年度途中に入会した場合でも年会費は全額を申し受けます。
- 5 納入された年会費は返納しないものとします。

#### (会員サービス)

第5条 全ての会員は、本会から次の情報サービスを受けることができるものとします。

- (1) 会員情報紙
  - (2) 植物防疫行政に関する通知
  - (3) 本会が行うシンポジウム、研修会、刊行物等の案内
  - (4) その他
- 2 前項のサービスは、原則として会員登録されたメールアドレスに配信するものとします。
- 3 全ての会員は、毎年総会後に行う会員親睦会に参加いただけます（事前申込み制、実費を申し受けます）。

#### (入 会)

第6条 本会の会員になろうとする者は、この会員規約に従うことを承諾のうえ、入会を申請するものとします。

- 2 入会申請は、別途定める入会申込書に必要事項を記入し、理事長あてに提出するものとします。
- 3 本会は、入会申請があったときは、入会審査を行い、正会員にあっては原則として申請受理後3か月以内に、正会員以外の会員にあっては原則として申請受理後2週間以内に申請者に対して通知するものとします。
- 4 以下のいずれかに該当する場合は、入会を承認しないものとします。
  - (1) 第1条2項の表に掲げる会員種別の定義に該当しない者であるとき
  - (2) 入会申請書に事実と異なる内容があるとき
  - (3) 会員規約への同意の事実を確認できないとき
  - (4) 本会の趣旨に反する活動を行っている個人又は団体からの申請であるとき
- 5 正会員の入会申請にあっては、特定の団体又は業界からの入会によって、総会の議決数に著しい偏りが生ずるおそれがある場合には、一般会員又は賛助会員としての入会に限って承認することがあります。
- 6 本会は、会員に係る個人情報、第2条2項に該当する内容を除いて非開示とし、個

個人情報保護法の定めに従って管理するものとします。

(会員登録の変更)

第7条 会員は、入会後に氏名や法人名、メールアドレス等、重要事項の変更が生じた場合は、すみやかに本会に別途定める変更届けを提出するものとします。

2 前項の変更連絡の遅滞に起因する本会からの通信途絶又は誤配については、本会は責任を負わないものとします。

(退 会)

第8条 本会の会員は、任意に退会できるものとします。

2 退会は、別途定める退会届けを提出することによって行うものとします。

3 退会の場合にあつて、既に納入した年会費は返納しないものとします。

4 以下のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなし、会員登録を抹消します。

(1) 2年以上会費を滞納したとき

(2) 死亡又は解散の事実が確認されたとき

(3) 本人を除く総正会員の同意があつたとき（正会員のみ）

(4) メールアドレスが無効になる等、会員の継続が困難とみなされる客観的事実が一定期間以上継続したとき（一般会員のみ）

(除 名)

第9条 以下のいずれかに該当する場合は除名とします。

(1) 定款その他の規則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の決定は、正会員にあつては総会の決議をもって、正会員以外の会員にあつては理事会の決議をもって行うものとします。

(改 廃)

第10条 この規約の改廃は理事会の決議をもって行うものとします。

付 則

この規約は、新法人の登記の日から施行するものとします。